

岩手県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による令和6年10月27日執行の参議院岩手県選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和6年10月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

金 36,726,100円